

コロナ特例貸付償還免除要件一覧
(生活保護受給者・障害者・高齢者世帯・ひとり親世帯)

令和4年7月
宮城県社会福祉協議会

償還(返済)免除に必要な書類、手続き等の項目	償還免除申請時における借受人又は借受人世帯の区分			
	借受人が生活保護を受給している	借受人が精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	借受人が身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている	借受人の世帯が・高齢者のみの世帯・障害者がいる世帯・ひとり親世帯等である
償還免除要件	償還免除の申請時点で生活保護を受給している	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている	以下に掲げる世帯で、特例貸付のいずれか又は全部の貸付金に長期(12か月以上の償還未済額(滞納)があり、かつ、滞納が増加している場合) ① 高齢者(65歳以上)のみの世帯で借受人及び世帯主の直近の同じ年度の住民税所得割が非課税である世帯 ② 障害者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている)がいる世帯で、借受人及び世帯主の直近の同じ年度の住民税所得割が非課税である世帯 ③ 母子又は父子家庭(一人の子は18歳未満)で、借受人及び世帯主の直近の同じ年度の住民税所得割が非課税である世帯
住民税の所得割が非課税であることがわかる課税証明書又は非課税証明書を必要とする者	不要	不要	不要	・借受人 ・世帯主 (借受人が世帯主のときは借受人)
申請書類添付書類	① 緊急小口資金等の特例に係る貸付金償還免除申請書(様式1-2) ② 生活保護受給決定通知書又は生活保護受給期間を証する書類のコピー	① 緊急小口資金等の特例に係る貸付金償還免除申請書(様式1-2) ② 精神障害者保健福祉手帳の内容が記載されている全部のページのコピー	① 緊急小口資金等の特例に係る貸付金償還免除申請書(様式1-2) ② 身体障害者手帳の内容が記載されている全部のページのコピー	① 緊急小口資金等の特例に係る貸付金償還免除申請書(様式1-2) ② 借受人及び世帯主の直近の同じ年度の住民税所得割が非課税と分かる課税証明書又は非課税証明書(原本) ③ 世帯全員の住民票(原本)
手続き方法	・償還免除要件に該当する方は、宮城県社会福祉協議会へお問い合わせください。償還免除のご案内と償還免除申請書をお送りします。 ・用紙が届きましたら、償還免除申請書に必要な書類を添えて、同封する返信用封筒で提出してください。			
免除申請受付開始期日	・償還(返済)免除要件に該当するときは、償還(返済)開始月の2箇月前から申請が可能です。			
免除対象となる貸付金	全額(償還済額を除く)	全額(償還済額を除く)	全額(償還済額を除く)	・償還免除申請時点の償還未済額(滞納額) ・申請時点以降に償還が到来する償還計画の残額
償還免除の承認後に免除要件に該当しないことが判明したとき	・償還免除の承認後に免除要件に該当しないことが判明したときは、承認を取り消し、償還(返済)していただきます。			

注) 用語の定義

住民税所得割の非課税：住民税のうち所得割が非課税のことをいう。均等割の課税は問わない。

償還計画額の残額：償還期限までに償還(返済)すべき償還予定額

償還未済額：償還(返済)開始以降に償還計画通りに償還(返済)されない滞納額